

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 25 - 関東125 - 2

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年 6 月12日

【会社名】 日本製紙株式会社

【英訳名】 Nippon Paper Industries Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 馬 城 文 雄

【本店の所在の場所】 東京都北区王子一丁目 4 番 1 号
（上記は登記上の本店所在地であり実際の本社業務は下記にて行っています。）

【電話番号】 03(6665)大代表1111

【事務連絡者氏名】 財務部長 樹 一成

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田駿河台四丁目 6 番地

【電話番号】 03(6665)大代表1111

【事務連絡者氏名】 財務部長 樹 一成

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 10,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成25年 7 月25日
効力発生日	平成25年 8 月 2 日
有効期限	平成27年 8 月 1 日
発行登録番号	25 - 関東125
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 100,000百万円

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
25 - 関東125 - 1	平成26年 6 月12日	15,000百万円		
実績合計額(円)		15,000百万円 (15,000百万円)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 85,000百万円

(85,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項なし

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債(短期社債を除く。)】

銘柄	日本製紙株式会社第13回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金10,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.962%
利払日	毎年6月19日及び12月19日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成27年12月19日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月19日及び12月19日にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所 別記(注)「11. 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成37年6月19日
償還の方法	<p>1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成37年6月19日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が規定する業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記(注)「11. 元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円 申込証拠金は払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には、利息をつけない。
申込期間	平成27年6月12日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成27年6月19日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約(担保提供制限)	当社は、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保権を設定する場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(注)

1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社日本格付研究所（以下JCRという。）

本社債について、当社はJCRからAの信用格付を平成27年6月12日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。

JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ

(<http://www.jcr.co.jp/>)の「格付情報」の「当月格付」(http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号 03-3544-7013

(2) 株式会社格付投資情報センター（以下R&Iという。）

本社債について、当社はR&IからA - の信用格付を平成27年6月12日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-3276-3511

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下社債等振替法という。）第66条第2号の規定に基づき社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き社債券を発行することができない。

3. 社債管理者の不設置

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

4. 財務代理人並びに発行代理人及び支払代理人

(1) 当社は、株式会社三井住友銀行を財務代理人として、本社債の事務を委託する。

(2) 本社債に係る発行代理人及び支払代理人業務は、財務代理人が行う。

(3) 財務代理人は、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係を有しない。

(4) 財務代理人を変更する場合には、当社は事前にその旨を本(注)6に定める方法により社債権者に公告する。

5. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各事由に該当したときはただちに本社債について期限の利益を失う。

(1) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項または別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。

- (2) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。
 - (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
 - (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。
 - (5) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
 - (6) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
6. 社債権者に通知する場合の公告の方法
本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、電子公告の方法によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。）によりこれを行う。
7. 社債要項の公示
当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
8. 社債要項の変更
- (1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本(注)4(1)を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
 - (2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。
9. 社債権者集会に関する事項
- (1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定めるところによる。）の社債（以下本種類の社債と総称する。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)6に定める方法により公告する。
 - (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
 - (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し本種類の社債に関する社債等振替法第86条に定める書面を提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
10. 費用の負担
以下に定める費用は当社の負担とする。
- (1) 本(注)6に定める公告に関する費用
 - (2) 本(注)9に定める社債権者集会に関する費用
11. 元利金の支払
本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が規定する業務規程その他の規則に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	4,800	1. 引受人は、本社債の全額につき連帯して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金45銭とする。
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	4,000	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,200	
計		10,000	

(2) 【社債管理の委託】

該当事項なし

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
10,000	66	9,934

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額9,934百万円は全額を平成27年9月末までに返済期日が到来する長期借入金の返済資金に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項なし

第2【統合財務情報】

該当事項なし

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第90期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月27日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第91期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) 平成26年8月13日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第91期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日) 平成26年11月13日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第91期第3四半期(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日) 平成27年2月12日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成27年6月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月30日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成27年6月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成27年4月30日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下有価証券報告書等という。）に記載された「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成27年6月12日）までの間において生じた変更は以下のとおりであります。変更箇所については__ 罫で示しております。

「対処すべき課題」

円安、消費税率引き上げの影響など足元の経済環境変化に加え、紙の国内需要が減少傾向にあることが当社グループにとって中長期での大きな課題であり、既存事業の競争力強化と事業構造転換を推し進めています。

第4次中期経営計画（平成24年4月～平成27年3月）の総括

第4次中期経営計画では、洋紙事業の収益力強化、事業構造転換、海外事業の収益力強化、財務体質の改善に取り組みました。外部環境の急激かつ大幅な変化などもあり、利益目標は未達となりましたが、各種施策の着実な実行と有利子負債の削減により東日本大震災からの復興を完了させました。

洋紙事業では国内生産能力の15%を削減し、あわせて1,300人規模の人員合理化も実施することで、収益力の強化を図りました。

事業構造転換に向けた取組みとして、軽失禁用品やケミカル製品の拡販と増産対策、またエネルギー事業拡大に向けたプロジェクトなどを推進してきました。こうした成長分野への経営資源の配分を迅速に決定・執行できるよう、平成24年10月に当社グループの3社（日本大昭和板紙株式会社、日本紙パック株式会社及び日本製紙ケミカル株式会社）を吸収合併、平成25年4月には当社の親会社である株式会社日本製紙グループ本社を吸収合併し、事業持株会社へ移行しました。また執行役員制度を導入するなど、経営体制面での改革も実施しました。

海外事業では、収益力強化策を推進しました。北米では、日本製紙USAにおいて生産能力を半減し合理化を進めた一方で、収益を支える事業として発電事業を立ち上げました。豪州においては、オーストラリアン・ペーパー社で再生紙製品の拡販に取り組み、古紙パルプ製造設備の建設を進めました。また東南アジア地域への事業展開として、SCGペーパー社との合併で片艶紙の生産を立ち上げ拡販に取り組んだほか、同社の保有する植林、パルプ、紙で構成される事業部門に参画しました。

財務面では、震災からの復興のために多額の資金を要したことにより純有利子負債が増加していましたが、資産売却も含めた各種取組みの結果、目標水準まで圧縮することができました。

第5次中期経営計画（平成27年4月～平成30年3月）の推進

平成27年4月から3年間の第5次中期経営計画では、既存事業における競争力強化と成長分野の伸長、そして新規事業の育成・拡大を主要なテーマに掲げています。第4次中期経営計画において財務体質改善に一定の目的を付けたことにより、前向きな投資を積極的に実施していくことが可能となりました。国内外を問

わず、成長分野や新規事業には重点的に経営資源を配分し、総合バイオマス企業としての事業構造転換を加速していきます。

既存事業における成熟分野では、販売・物流体制の見直しや、品質改善・コスト競争力強化のための適切な投資を実施します。また海外子会社についても生産体制の見直しや発電事業、新製品の開発などにより事業基盤を強化していきます。

既存事業の中でも産業用途、パッケージングに関わる分野では今後も成長が見込まれており、川下との連携も含めて強化していきます。

ヘルスケアやケミカル、エネルギー事業では、積極的な投資により事業規模の拡大を目指します。

ヘルスケア分野では、大人用おむつや軽失禁用品などの拡販に注力します。ケミカル事業ではコスト競争力を強化しながら各種セルロース製品、化成品、液晶材料などを拡販するほか、高付加価値品や新分野への積極的な展開を図ります。エネルギー事業では、これまでの取組みに加え、石巻工場における石炭・バイオマス混焼火力発電のプロジェクトもスタートさせました。今後さらなる事業拡大を目指します。

新素材として期待の高まるセルロースナノファイバーについては、大人用おむつの消臭シートとして実用化に目途をつけました。今後も様々な用途での実用化を急ぎ、生産体制も整備していきます。

財務面では資産効率の改善に積極的に取り組みます。既に四国コカ・コーラボトリング株式会社及び理文造紙有限公司の株式売却を決定しましたが、現有資産については最大限に有効活用することを基本に、中長期的な戦略と照らし合わせながら、売却や入替えも実施していきます。

「事業等のリスク」

(3)為替レートの変動リスク

当社グループは、輸出入取引について為替変動リスクを負っています。輸出入の収支は、チップ、重油、石炭、薬品などの諸原燃料等の輸入が、製品等の輸出を上回っており、主として米ドルに対して円安が生じた場合には経営成績にマイナスの影響を及ぼします。なお当社グループは、為替予約等を利用したリスクヘッジを実施しています。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、上記の記載に含まれる事項を除き、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、上記に記載された将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日現在において判断したものです。当該将来に関する事項は、その達成を保証するものではありません。

なお、当社は、平成27年4月24日に、持分法適用関連会社である理文造紙有限公司（Lee & Man Paper Manufacturing Limited、以下「L&M社」）との業務提携契約を終了することを取締役会で決議し、同日付で本契約を終了しました。これに伴い当社から派遣していた取締役は辞任し、L&M社は関連会社ではなくなるため、持分法適用範囲から除外することとしました。

また、同日付及び平成27年6月12日付で当社保有のL&M社株式の一部をL&M社の創業家一族である会長及びCEOに売却しています。売却した株式の数、売却価額、売却損益は次の通りです。

・売却した株式の数	517,500,000株
・売却価額	2,070百万香港ドル（約319億円）
・売却益	693百万香港ドル（約106億円）

残りの株式について、当社はL&M社の創業家一族に対して一定の条件の下行使することができる先買権を付与しております。

さらに、当社は、平成27年5月19日に、当社の連結子会社でありますオーストラリアン・ペーパー社のシヨールハイブン工場を閉鎖することを決定しました。

(1)工場閉鎖の理由

これまで競争力を維持するため最善の努力を続けてきましたが、特殊紙や証券用紙等の市場が大幅に縮小し続けており、今後の業績の回復は困難と判断し、閉鎖することとしました。

(2)シヨールハイブン工場の概要

所在地	オーストラリア/ニューサウスウェールズ州
事業内容	情報用紙・印刷出版用紙、特殊紙等の製造
従業員数	74名（平成26年12月末時点）

(3)工場閉鎖の時期

平成27年12月末（予定）

(4)業績に及ぼす影響

当該工場の閉鎖に伴い、平成28年3月期において、従業員に対する解雇給付（特別退職金）、固定資産の減損損失等の発生を見込んでいますが、詳細については精査中です。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

日本製紙株式会社 本社

(東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし